

身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 一寿会

やしお寿苑

1. 施設における身体的拘束等に関する考え方

身体拘束は、入居者・利用者の生活の自由を制限することであり、入居者・利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、入居者・利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない介護の実施に努める。

(1) 身体拘束による3つの弊害

① 身体的障害

- ・ 関節拘縮や筋力低下など身体機能の低下や拘束部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害
- ・ 拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性

② 精神的弊害

- ・ 本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害
- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔

③ 社会的障害

- ・ 看護・介護職員自身の士気の低下
- ・ 施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす
- ・ 身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

(2) 身体拘束防止のための5つの方針

- ① 組織のトップが決意し、事業所が一丸となって取り組む
- ② 皆で議論し、共通意識を持つ
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現をめざす
- ④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する
- ⑤ 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的にする

(3) 身体拘束を必要としないための3つの原則

- ① 身体拘束を誘発する原因を探り、除去する
- ② 5つの基本的ケア（起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する）について、その人に合った十分なケアを徹底する
- ③ 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現

(4) 緊急やむを得ない場合の例外の3原則

心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：入居者・利用者本人又は他の入居者・利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 身体的拘束等適正化に関する基本方針

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止とする。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

入居者・利用者本人または他の入居者・利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 入居者・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める
- ② 言葉や応対等で、入居者・利用者の精神的な自由を妨げないよう努める
- ③ 入居者・利用者の思いをくみ取り、入居者・利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする
- ④ 入居者・利用者の安全を確保する観点から、入居者・利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら、入居者・利用者主体的な生活をしていただける様に努める

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

入居者・利用者本人または他の入居者・利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による入居者・利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについ

て検討し身体拘束を行うことを選択する前に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) 入居者・利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族・契約者等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、入居者・利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

上記(3)の「記録と再検討」の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族・契約者に報告をする。

《身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

4. 身体的拘束等適正化に関する体制

身体拘束適正化委員会を次のとおり設置する。

(1) 設置及び目的

委員会を設置し、身体的拘束等適正化に向けての現状把握及び改善、身体拘束を行わざるを得ない場合の手続き、身体拘束を行った場合の解除の方法等を検討するとともに、身体的拘束等適正化に関する取り組み等を全職員に周知徹底する。

(2) 委員会構成員

施設長・副施設長・各部署の所属長とする。

(3) 委員会の開催

委員会は、5月・8月・11月・2月に開催し、必要に応じて臨時開催する。

・例外とし、入居者・利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、委員会を開催出来ない事が想定される。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得る。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除する。

(4) 委員会の役割

- ① 施設内における身体的拘束等適正化の確立に関すること
- ② 身体的拘束等適正化に関する情報の収集に関すること
- ③ 身体的拘束等適正化の対応策に関すること
- ④ 身体的拘束等適正化のためのマニュアル類の整備に関すること
- ⑤ 職員を対象とした身体的拘束等適正化に関する研修に関すること
- ⑥ その他、身体的拘束等適正化のために必要な事項に関すること

5. 身体的拘束等適正化に関する職員教育・研修

職員の研修は、身体的拘束等適正化に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とする。

(1) 定期的な研修の実施（年2回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) その他、必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

6. 入居者・利用者に対する当該指針の閲覧

本指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、入居者・利用者及びご家族、すべての職員が閲覧できるようにする。

7. その他の身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等適正化のために、全ての職員が本方針を理解し、共通認識を持ち、身体的拘束等を実施しない取り組みを継続する。

本指針は、令和4年2月1日より施行

本指針は、令和6年8月1日より施行